

福岡県外国人留学生奨学金等支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県外国人留学生奨学金等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)交付要綱の規定に基づき、この事業の実施に当たり必要な事項について定めることを目的とする。

(事業概要)

第2条 この補助金は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、学費や生活費などを奨学金として貸与又は給付する事業者を経費の3分の1を補助する。

一 交付対象経費及び基準額について

介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生の以下に係る経費の一部を補助する。

(1) 学費

年額60万円を上限とする。

(2) 入学準備金

20万円を上限とし、1回限りとする。

(3) 就職準備金

20万円を上限とし、1回限りとする。

(4) 国家試験受験対策費用

一年度あたり4万円を上限とする。

(5) 居住費などの生活費

民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費とする(学費・国家試験受験対策費用を除く)。

二 他の制度との併給について

外国人留学生が介護福祉士修学資金貸付業務等の国庫補助事業等による類似の他制度を受けている場合は対象としない。

ただし、他制度と本事業が重複しない場合(介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する場合等)は対象とする。

三 交付期間

交付対象期間は、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を上限とする。休学期間は交付対象期間から除くものとし、補助金は支給しない。なお、病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については交付対象期間に含める。

四 奨学金の返還

介護施設等が留学生に奨学金を支給したが、介護福祉士養成施設を中退し、又は

卒業後に当該施設において介護業務に従事せず、留学生に奨学金の返済を求める場合にあっては、交付された補助金の額を除いて返済させるものとし、介護施設等から県への補助金返還は生じない。

なお、補助金の交付を受けた後において、留学生に支給した額の全額が返還された場合にあっては、交付された補助金の全額を県に返還しなければならない。

(交付申請)

第3条 本事業による補助を受けようとする者は、当該年度1年間に予定している外国人留学生への支援について、交付要綱第7条に定める申請書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 経費所要額調書(様式1-2)
- (2) 支出計画書(様式1-3)
- (3) 事業計画書(様式1-4)
- (4) 誓約書(様式1-5)
- (5) 奨学金等貸与(給付)規程
- (6) 収支予算(見込)書の抄本
- (7) 在留カードの写し
- (8) 該当する留学生が介護福祉養成施設に在籍していることが確認できる書類
- (9) 留学生への貸与(給付)型奨学金の実施を確認できる書類

(実績報告)

第4条 本事業に係る実績報告をしようとする者は、交付要綱第13条に定める実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

- (1) 経費所要額精算書(様式6-2)
- (2) 対象経費の精算額内訳(様式6-3)
- (3) 事業実施状況報告書(様式6-4)
- (4) 補助対象事業の概要を示す写真
- (5) 収支決算(見込)書の抄本
- (6) 在留カードの写し
- (7) 外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し
- (8) 修学期間を卒業した場合は、そのことを証する修学期間が発行する書類
- (9) 介護福祉士養成施設に在籍中の場合は、そのことを証する修学期間が発行する書類
- (10) 修学期間を退学・休学している場合は、そのことを証する修学期間が発行する書類
- (11) 介護福祉士養成施設の修学期間最終年度にあっては、介護福祉士国家試験受験結果

- 2 補助対象と認める期間については、介護福祉士養成施設から提出される書類により、在籍又は卒業していることを証明できる期間とする。ただし、修学期間を卒業した者は、その当該年の3月まで補助対象期間とする。

(補助事業者の義務)

第5条 この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

- 一 この補助金の交付を申請する場合は、事業を適正に実施するため、奨学金の貸与(給付)規程を定めること。
- 二 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更(軽微な変更を除く)をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- 三 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- 四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- 五 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- 六 補助事業を完了した場合は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または翌年度4月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。